

まん延防止等重点措置区域への移行にあたって

兵庫県への緊急事態宣言は6月20日(日)をもって解除され、6月21日(月)から7月11日(日)までの間、まん延防止等重点措置区域となります。このことは新規感染者数の大きな減少や医療体制の安定が進みつつあっても、変異株の脅威などは今後も予断を許さず、引き続き警戒し感染収束に向けて取り組んでいく必要があるからです。

今度こそ、県民一丸となって収束させなければなりません。これまでの皆様のご協力に感謝申し上げますとともに、引き続き、気を緩めず、感染対策の取組にご協力をお願いします。

1 外出自粛

感染拡大地域への往来を自粛し、感染リスクの高い施設の利用や路上・公園での飲酒、友人・グループによる宅飲みなど感染リスクの高い危険な行動は絶対にやめてください。

2 家庭での感染対策の徹底

新規感染者数の6割が家庭です。「ウイルスを家庭に持ち込まない、家庭内・外に広げない」行動の徹底、会食などリスクの高い行動の自粛やマスク着用、手洗い、消毒、換気等の基本的な感染対策の徹底などをお願いします。

3 飲食店での感染対策の徹底

感染対策を徹底の上、営業時間の短縮、土日祝日の酒類提供の禁止(措置区域)などへのご協力をお願いします。

4 事業所・施設等での感染対策の徹底

テレワーク等の推進、ワクチンの職域接種への取組をお願いします。

5 ワクチン接種の推進

65歳未満の対応が始まります。大規模接種や職域単位のワクチン集団接種への積極的な参加をお願いします。

令和3年6月17日

兵庫県知事

井戸敏三